

2019年度 第3回 全国宣教支援基金委員会 議事録

日時：10月8日 10:00～13:00 場所：JECA 事務所
出席者：小倉師、岩松師、相山師、佐久間師、野村(書記)

1. 聖書 第一テサ4:9-12 奨励：岩松師 教会が兄弟愛に生きていたことが、パウロを励ました。兄弟愛は、ヨハネの手紙にも重要な命令として記されている。パウロは身の危険があってもエルサレムに向かった。それは彼らに直接愛を示したかったからだ。松見ヶ丘教会から青森の教会とACCへの献金を持参し手渡すと、涙を流して喜ばれた。金額だけではなく、それをもって人の心を動かすことを神様はなさる。菅教会の開拓期に全国に支援アピールをしたが、朝顔教会の開拓だからか、ほとんど反応はなかった。ただ一つ、五所川原教会から5千円の献金があった。それはそれは励まされた。金額ではない。この基金による支援額も十分ではないかもしれないが、兄弟愛をもって行いたい。

2. 前回議事録確認 20190701ZSSK2019-02 議事録 → 承認

3. 報告

①2019年度の基金状況確認(当日、資料確認) 収入 1,010,072円 昨年同時期は約98万。微増。
支出は812,500円。現在の残高4,471,055円 基金は増えている。感謝。

前年度繰越 基金残高 4,273,483円

4-9月 収入 1,010,072円、支援 812,500円 基金有高 4,471,055円

津軽福音からプロジェクト支援についての問い合わせがあったが、その後動きなし。

②基金財務委員会(仮称)統合案について → 議事2

任期案が2期4年に短縮された。→全国運営委と規約委の意向と思われる。(機構検討委提案は4期8年) 福利厚生委が統合に反対。機構委は原案通り提案。全国運営委がどう判断するか。対応案は次の3案。

→a.原案通り総会議案とする。→福利厚生委は総会で反対表明。

b.福利厚生を外して提案＝総会議案とする。→機構委で新たな議案を準備する必要。But 時間がない。

c.提案そのものを撤回し、20年度総会議案としない→基金財務委員会は先送り

機構委は原案通り提案、あとは総会の議論にゆだねたいという考えがある。

宣教協力委との統合は、基金財務委が発足することを前提としているので、不透明になって来た。

支援委メンバーを宣教協力委に入れることで実質統合させる方法が現実的か→全国運営委に要望してゆく。

③アンケート まだ実施できていないので、早急に実施する。別紙原案 → 議事3

④徳永師との話し合い まだ実施できていない。こちらも早急に連絡を取りたい。→メール連絡

4. 議事

議事1 来年度委員会の確認と委員会予算案の検討

・委員メンバーの継続確認(役割の見直しも含めて)

基本的には、現委員が継続する。20年度総会で「基金財務委員会」案が承認されるかどうかで、構成は変わる。野村は、来年度後期研修休暇予定。その間、代理を立てるか空席で対応検討。

・予算案の検討

19年度予算；370,000円(交通費300,000円、宿泊費36,000円、会議費30,000円、事務通信費4,000円) → 20年度、昨年同額で予算を要望する。

議事2 基金財務委員会について(添付資料1&2参照)

福利厚生委の反対と任期案短縮変更を受けてどう対応するか。

報告②での総会提案 上記対応案a.b.c.いずれになるか、11月ZUI次第。

福利厚生委員会は、これまで信徒が委員長で、信徒委員と教職委員が半分だった。基金財務委員会では教職が委員長になるとの提案。それが反対するひとつの理由。それも理解できる。当委員会としては福利厚生基金が抜けても基金統合を希望する(対応案b)。ただ、任期の長期化を再度要望。継続性確保のため。

議事3 『プロジェクト支援』アンケート(添付資料3参照)

原案の質問項目9を削除して10項目に。プロジェクト支援を受けた7教会に送付する。

議事4 その他、各地の状況報告、情報共有

祈り：佐久間師

次回委員会 2020年2月5日(水)15:00- 会場：松見ヶ丘 奨励：佐久間師

財務・基金管理に関する各委員会を「基金財務委員会」に統合すること、
それに伴う規則・規約の改正の件

【議案主旨】

財務管理関連の全国財務委員会、全国宣教支援基金委員会、全国土地会堂協力委員会、
全国福利厚生委員会の4つの委員会を統合し、新たに「基金財務委員会」を設置する。
ただし、基金の統合はしない。

【経緯】

展望特別委員会の答申(2011年1月10日)を受け、現時点で実現可能なこと、かつ具体的に全国運営委員会
および全国各種委員会および教職の負担軽減あるいは負担分担につながるように、機構検討委員会で検討
してきた。

【提案理由】

それぞれの委員会の業務が定型化して、定例化していることによって、委員会開催時間も短縮化されてきた。
(具体的には、以前は1泊2日であった委員会も長くて5時間、短いところでは3時間で済むようになった。)
よって、1泊2日でこれまでの業務(通帳確認、報告、状況の把握及び確認)を処理できると判断するため。

これにより、それぞれの委員会を担当してきた各委員と全国運営委員の負担及び人員の削減することが
できるため。

なお、定例の委員会で担いきれない新しい企画においては、全国運営委員会の下、プロジェクトチーム
を立ち上げる。

【提案内容】

1、規則の統合と基金財務委員会の設置

新設すること

新たに設置する「日本福音キリスト教会連合 基金財務管理規則」に、

- 第一部 総則 第1条 [委員会設置]、
- 第2条 [委員会の業務]、
- 第3条 [委員の構成]、
- 第4条 [選任]、
- 第5条 [任期]、
- 第6条 [組織]、
- 第7条 [陪席者]、
- 第8条 [基金財務委員会とその職務]、
- 第9条 [基金の管理]、
- 第10条 [監査]、
- 第11条 [規則の改正]

整理、削除すること

日本福音キリスト教会連合	宣教支援基金規則	第3条「委員会設置」、第4条「委員の任期および構成」、第6条「基金の管理」、第7条「監査」、
日本福音キリスト教会連合	土地会堂協力基金規則	第3条「委員会設置」、第4条「委員の任期および構成」、第9条「基金の管理」、第11条「会計の監査と報告」、
日本福音キリスト教会連合	福利厚生基金規約	第5条「委員会設置」、第6条「委員の任期および構成」 第11条「監事」

また、上記の規則・規約の削除しない部分を

- 第二部 宣教支援基金(13-19条)、
- 第三部 土地会堂協力基金(20-25条)、
- 第四部 福利厚生基金(26-41条)、
- 第五部 神学生支援基金(42-46条)とする。

合わせて、一部表記の改訂、統一を行い、ウェブ会議、メール承認の項を加える。
実施は2021年4月から開始する。

[説明]

今までの各委員会5名、そのうち全国運営委員1名、のべ20名の委員で運営されてきたものを、これにより、本委員会6名で運営することができる。これらの運用は安定化、及び定型化してきている。

日本福音キリスト教会連合 基金財務管理規則

第一部 総則

第1条 [委員会設置]

日本福音キリスト教会連合(以下「教会連合」という)は、教会連合基金財務委員会(以下「基金財務委員会」という)を設置する。

第2条 [委員会の業務]

基金財務委員会は、教会連合の会計・財務全体および、次の基金を管理する。
宣教支援基金、土地会堂協力基金、福利厚生基金、神学生援助基金

第3条 [委員の構成]

基金財務委員会は、全国運営委員会基金財務委員会担当者1名のほか、原則として信徒委員2名教職委員3名の計6名で構成する。

- 2 委員会は定員の3分の2の出席で成立する。また、事前に合意した事項において、メールでの承認、ウェブ会議での決議を可能とする。

第4条 [選任]

全国運営委員会基金財務委員会担当者は全国運営委員の中からその協議によって選出される。

- 2 信徒委員は教会連合の加盟教会の教会員の中から、教職委員は教会連合の教職委員会推薦名簿に記載されている教職の中から全国運営委員会が任命する。

第5条 [任期]

基金財務委員の任期は2年とし、重任は2期までとする。

第6条 [組織]

基金財務委員の互選により、信徒委員と教職委員の中から委員長1名、副委員長1名、書記1名、会計1名を選出する。

- 2 全国運営委員会財務委員は全国運営委員会との連絡を行う。

第7条 [陪席者]

必要に応じて基金財務委員会の判断により全国会計担当委員、基金の管理担当者(職員)、有識者等を会議に同席させることができる。

第8条 [基金財務委員会とその職務]

基金財務委員会は委員長が召集し、原則として年4回これを開くものとする。ただし、委員長が必要を認めるとき、または委員の定数の過半数から請求されたときは、委員長は速やかにこれを召集しなければならない。

- 2 基金に関する職務はそれぞれの基金の条項に従って、処理を行わう。

第9条 [基金の管理]

基金財務委員会は、上記(第2条)の基金の管理担当者を定めることができる。これらの基金の管理担当者は、基金財務委員会の指示に基づき、基金の管理運営を行う。

- 2 基金は、郵便局もしくは銀行の預貯金、またはこれに準ずる確実な方法によって適切に管理しなければならない。
- 3 基金は、為替変動の危険のあるものや株式投資その他元金を保証しない投資を行なってはならない。
- 4 基金財務委員会は、年間の予算と決算を全国運営委員会の承認を経て、全国総会に提出する。ただし、全国総会の非開催年の予算については、全国運営委員会の承認をもって決定とする。

第10条 [監査]

本基金の監査は、教会連合の監事がこれを行う。

第11条 [会計年度]

教会連合一般会計、全国会議会計及び基金の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第12条 [規則の改正]

本規則に改正の必要が生じた場合、そのすべての手続きは全国総会において審議され改正される。

- 2 ただし、第3部 福利厚生基金の規則を変更しようとするとき及び福利厚生基金を廃止するときは、教会連合全国総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。
- 3 福利厚生基金を廃止した場合、福利厚生基金残及び貸付金の返還請求権並びに備品等の一切は教会連合の資産になる。

第二部 宣教支援基金

第13条 [宣教支援基金の目的]

この宣教支援基金の目的は、開拓伝道支援、教会支援、プロジェクト支援とする。

- 一 開拓伝道支援は、加盟教会による開拓、SLOTとの共同による開拓、全国総会決議による開拓、地区総会決議による開拓を支援するものである。
- 二 教会支援は、加盟教会を年度単位で継続的に支援し、宣教活動を支援するものである。
- 三 プロジェクト支援は、教会で計画されたプロジェクトを支援するものである。

第14条 [宣教支援基金の財源]

宣教支援基金の財源は、次の献金をもってあてる。

- 一 教会連合に加盟する教会および教会員が献げる献金。
- 二 教会連合外の教会および教会員が本基金の主旨に賛同し、献げる献金。
- 三 本基金の主旨に賛同して他の団体が献げる献金。

第15条 [範囲、基準および審査]

教会が宣教支援基金の支援を得ようとする場合、当該地区運営委員会の同意を経た後、所定の書類をもって基金財務委員会に申請する。当該地区運営委員会は同意したことを地区総会に報告する。ただし、プロジェクト支援については、地区運営委員会の同意を必要としない。

- 2 委員会は上記申請を審議し、委員会総数の3分の2以上の議決を経、全国運営委員会の定数の3分の2以上の議決により支援を行う。支援内容を次の全国総会に報告しなければならない。
- 3 緊急の場合は、地区運営委員会の要請のもとに全国運営委員会が必要を認め承認した教会を支援する。支援内容を次の全国総会に報告しなければならない。

第16条 [宣教支援内容]

前条に該当する教会に対する支援は、宣教支援基金の許す範囲において行う。この支援額は、社会情勢等の変動を考慮し、全国運営委員会において変更しうる。

- 2 前項の支援を受けた教会は、将来これらの支援額の返済義務を負わないものとする。

第17条 [宣教支援方法]

教会に対する支援金は、被支援教会の会計に毎月定まった日、又は、必要とする日までに入金されることを原則とする。

第18条 [被支援教会]

被支援教会は、月々の会計報告および年間の予算、決算を委員会および全国運営委員会に提出する。ただし、プロジェクト支援の場合は年間の決算報告だけとする。

第19条 [宣教支援の打ち切り]

被支援教会への宣教支援の打ち切りは、基金財務委員会および全国運営委員会の判断による。基金財務委員会および全国運営委員会は、被支援教会、当該地区運営委員会、次の全国総会にそれを報告しなければならない。

第三部 土地会堂協力基金

第20条 [土地会堂協力基金の目的]

この基金は、教会連合に加盟している教会が、会堂、牧師館、集会室、等の新築、改築、増築、修繕、補修、又は購入を行う場合、また、そのための用地を取得する場合、基金の貸付によって、その教会を援助、支援することを目的とする。

第21条 [土地会堂協力基金の財源]

この基金の財源は、教会連合に加盟する各教会及び教会員の協力献金によって作られる。

- 2 この基金の趣旨に賛同する者の寄付金又は献金をこれに当てる。

第22条 [貸付金の限度額、返済期限、及び利率]

貸付額は、当該事業の予算総額の50パーセント以内とし、原則として無担保融資とする。

- 2 貸付金の額は、基金利用申請の内容を審査の上、基金財務委員会が決定する。
- 3 貸付金の返済期限は原則として10年以内とし、但し、基金財務委員会が認めた場合には3年に限って延長することができる。
- 4 貸付は、無利子とする。

第23条 [利用の申請]

土地会堂協力基金の利用を希望する教会は、以下の必要書類をもって基金財務委員会に利用の申請をする。

- 一 土地会堂協力基金利用申請書
- 二 土地会堂協力基金借入に関する教会総会の決議録
- 三 教会員の構成、並びに教会の会計状況を示す資料
- 四 当該事業全体の資金計画書
- 五 当基金についての返済計画書
- 六 土地、建物に関する資料（謄本、公図、実測図、平面図、その他）
- 七 建築計画が適正であることの証明

第24条 [申請内容の審査]

基金財務委員会は、上記申請書類に基づいてこれを慎重に審査し、委員総数の3分の2以上の賛成をもって決定する。

- 2 委員会は審査の結果を、全国運営委員会に報告し、承認を受けなければならない。

第25条 [貸付金の返済]

土地会堂協力基金の貸付を受けた教会は、申請時に提出した返済計画書に基づき、滞りなくこれを返済しなければならない。

- 2 万一、第22条第3項の返済期限を越えて返済が滞った場合には、委員会は貸し付け教会に対し、遅延理由書及び新返済計画書を提出させ、全国運営委員会の承認を得なければならない。
- 3 土地会堂協力基金の貸し付けを受けている教会が教会連合を離脱する場合は、借り入れ金の全額を速やかに返済しなければならない。

第四部 福利厚生基金

第26条 [福利厚生基金の目的]

各個教会の自主性を尊重しつつも、教会間の交わりを深め、互いに欠けを補い合いつつ、教会の本来のあり方に近づく努力をするなかで、主のみからだの一部としての使命を果している。それゆえ、宣教の最前線に立って経済的に困難を覚えている教職者等の疾病や緊急の必要に対して、各個教会が祈りつつ最善の努力をするとともに連合加盟の諸教会が、その重荷を具体的に負い合い宣教を共に担うことが期待される。

この福利厚生基金が、規則にあるゆえの権利として利用されることよりも、本当に必要なところに充分用いられることを願う。主のみからだである教会が共に建て上げられるために。福利厚生基金は、教会連合に加盟する教会の教職者、有給事務職員及び教会連合の専従職員並びにそれぞれの扶養家族（パート職員は本人のみ）の福利厚生を増進をはかることによって、加盟教会の交わりと協力関係を強化し、教会の健全な成長をはかることを目的とする。

第 27 条 [事業]

福利厚生基金は、その目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 一 医療費の補助
- 二 一時資金の貸付け

第 28 条 [福利厚生基金の財源と運用の制限]

福利厚生基金の財源は、次の各号の資金をもってあてる。

- 一 受給資格者の所属する加盟教会（以下「所属教会」という）の醸金
- 二 受給資格者の醸金
- 三 福利厚生基金の趣旨に賛同する者の献金及び寄附金
- 四 福利厚生基金から生ずる利子等
- 五 教会連合が予算化した補助金

第 29 条 (福利厚生基金に関する基金財務委員の職務)

基金財務委員会は、次の職務を行なう。

- 一 収支予算書、収支計算書、貸借対照表及び事業報告書を作成し、全国運営委員会の承認を経て全国総会に報告し、承認を得る。ただし、全国総会非開催年の収支予算書については、全国運営委員会の承認をもって決定とする。
- 二 受給資格者の承認
- 三 本基金の資金の確保及び管理
- 四 医療費補助の審査及び実行
- 五 一時貸付金の審査及び実行並びに回収
- 六 福利厚生基金の担当職員の採用、辞任、罷免に関する審査及び全国運営委員に対する報告
- 七 その他福利厚生基金の運営に必要な一切の業務

第 30 条 [守秘義務]

基金財務委員は、正当な理由なしに、福利厚生基金の職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員でなくなったのちも同様とする。

第 31 条 [運営費]

福利厚生基金の運営に必要な経費（委員会費を除く）は、福利厚生基金から支出する。

第 32 条 [受給資格の任意性]

福利厚生基金の受給資格取得は、任意である。

- 2 次に該当する者は、福利厚生基金所定の手続きを経て基金財務委員会の承認を得た場合に受給資格を取得する。
 - 一 加盟教会が受給資格者として申請する教職者及び有給事務職員（週 6 時間以上就労し、6 ヶ月以上勤務するパート職員を含む）。
 - 二 教会連合の専従職員（勤続 6 ヶ月以上）

第 33 条 [受給資格の喪失]

受給資格者が次に該当するに至った場合、基金財務委員会の慎重な審議により全国運営委員会の決定により資格を喪失する。

- 一 所属教会が、1 年以上にわたって醸金を納入しない場合
 - 二 受給資格者が、1 年以上にわたって醸金を納入しない場合
 - 三 受給資格者が、辞任、定年、死亡、解任等で教職者、有給事務職員でなくなった場合
 - 四 正当な理由がないにもかかわらず、一時貸付金の返済を誠実に履行しないで委員会の勧告に従わない者
- 2 所属教会或は受給資格者が、福利厚生基金の受給資格を自ら辞退しようとする場合、所定の手続きに従って基金財務委員会に通知するものとする。

第 34 条 [特別受給資格者]

所属教会は、退職をした受給資格者および死亡によって受給資格を失った者の配偶者を、特別受給資格者として所定の手続きに従って基金財務委員会に申請することができる。

- 2 特別受給者は、退職した日もしくは死亡した日から3年間に限り受給資格者と同じ利益を受けることができる。
- 3 3年を経過した特別受給資格者は、加盟諸教会の祈りと任意の支援に委ねられる。
- 4 特別受給資格者は、受給者醸金を免除される。

第35条 [醸金]

所属教会及び受給資格者は（以下「受給資格者等」という）は、次に定める醸金を納入しなければならない。

教会	所属教会	国民健康保険の教会	年額20,000円+全国負担金算出基準額×0.6%
		国保と健保の教会	年額20,000円+全国負担金算出基準額×0.55%
		健康保険の教会	年額20,000円+全国負担金算出基準額×0.5%
受給資格者	扶養家族がいる者	年額 24,000円	
	単身者	年額 12,000円	
教会連合	専従職員	扶養家族がいる者	年額 24,000円
		単身者	年額 12,000円

- 2 複数の受給資格者が所属する教会の醸金は、3人目から前項の基本の率に1人につき0.1%を加算して算出する。但し、パートの有給教会事務職員は1人につき0.05%の加算とする。
- 3 醸金を負担することが困難な所属教会及び受給資格者は、所定の手続きを経て、基金財務委員会の承認を得た場合、3年間の醸金の免除又は減額を受けることができる。期限が満ちた場合には、再申請することができる。
- 4 醸金の納入は、分割もしくは一括とする。
- 5 受給資格者等が、第32条の規定により資格を喪失した場合、所属教会及び受給資格者等は既に納入した醸金の返還を求めることができる。

第36条 [医療費補助]

医療費の補助は、国民健康保険又は協会健康保険の対象となる医療に対して行う。但し、伝染性の疾病の予防等の緊急性を福利厚生委員会が認めたときは、全国運営委員会の承認を得て健康保険適用外であっても補助することができる。

- 2 医療費の補助は、受給資格者及びその扶養家族が月々に医療機関に支払った金額の合計から、2,000円を控除した金額とする。但し、高額医療費の補填を受けた場合、速やかに本基金に返還するものとする。
- 3 医療費補助の請求は、所定の手続きに従って委員会に行なう。但し、数ヵ月まとめて請求することはできるが、申請日から遡って1年以内のものに限る。
- 4 基金財務委員会は、医療費補助の請求があった場合、できるだけ早く処理するものとし遅くとも60日以内に補助を実行しなければならない。

第37条 [一時貸付金]

一時貸付金の申請は、所定の手続きに従って基金財務委員会に行なう。

- 2 基金財務委員会は、一時貸付金の申請があった場合、できるだけ早く処理するものとし遅くとも30日以内に貸付けを実行するか否かを決定して申請者に通知しなければならない。
- 3 一時貸付金の基準額及び返済方法は、次のとおりとする。

	基準額	利息	返済期間
緊急費用	200,000円	無	返済計画に従い2年以内に返済
進学費用	300,000円	無	返済計画に従い、子弟の卒業後（進学の場合を除く）2年以内に返済

- 4 一時貸付金の合計限度額は、1家族につき1,000,000円とする。
- 5 進学費用の貸付の対象は、高校、短大、大学、神学校及びこれらに準ずる各種学校とする。
- 6 一時貸付金を借受けている受給資格者が死亡した場合、その配偶者及び子弟が返済義務を負うも

のとする。又一時貸付金を借受けている単身の受給資格者が死亡した場合、所属教会が返済するものとする。なお、受給資格を喪失した場合、直ちに一括返済しなければならない。

- 7 進学費用を申請した当該子弟が死亡の場合は返済免除とし、途中退学した場合、退学した時から1年以内に返済するものとする。
- 8 基金財務委員会は、第3項に規定する貸付基準額について相当と思われる事情がある場合、第4項に規定する限度内で基準額の50%の範囲内で増減することができる。又、止むを得ない理由があると認めた場合、返済期限を延長することができる。

第38条 [弔慰金]

受給資格者またはその配偶者が死亡した場合、弔慰金を支給する。

第39条 [業務の一時停止]

福利厚生基金の資金残は、金50万円を下回ることができない。この場合、医療費の補助請求又は一時貸付金の申請は受付けるが、事業の執行は福利厚生基金が与えられるまで一時停止する。

- 2 たとい一時的であっても、教会連合の他会計から流用することはできない。

第40条 [福利厚生基金における細則]

福利厚生基金を運営するために必要な細則の制定及び改正は、全国運営委員会が行なうものとする。

第41条 [福利厚生基金における附則]

受給資格者の引退後の保障及び遺族の保障並びに引退者ホームについては将来の検討事項とする。

第五部 神学生支援基金

第42条 [神学生支援基金の目的]

この神学生支援基金の目的は、神学生を育成する加盟教会を支援することによって、教職を生み、育てることを加盟教会が協力してなすことである。

第43条 [神学生支援基金の財源]

神学生支援基金の財源は、次の献金をもってあてる。

- 一 教会連合に加盟する教会および教会員が献げる献金。
- 二 教会連合外の教会および教会員が本基金の主旨に賛同し、献げる献金。
- 三 本基金の主旨に賛同して他の団体が献げる献金。

第44条 [支援の申請と決定]

加盟教会が神学生支援基金の支援を得ようとする場合、所定の書類をもって基金財務委員会に申請する。

- 2 基金財務委員会は次に掲げる条件を確認して支援を決定する。

第45条 [支援の対象]

支援の対象となるのは、教会が次の者を育成しようとする場合である。教職者になることを志し、新学校の入学の許可を得た者、あるいは在学中の者で、教会役員会または役員会に代わる決定機関が神学生として認めた者。

第46条 [支援額]

前条に該当する教会に対する支援は、基金の許す範囲において行う。支援額は、年度ごと、全国運営委員会において決定する。

全国宣教支援基金委員会 「プロジェクト支援」 アンケート

20191007

全国宣教支援基金委員会では、2016年度から全国総会の承認を経て新たな宣教支援のために「プロジェクト支援」を始めました。2019年9月末現在、9件の利用がありました。全国宣教支援基金委員会ではもっと多く利用されると思っていましたので、これは予想外の結果でした。

そこでこれまでに利用された教会を対象に「プロジェクト支援」に関するアンケートを取ることにしました。それを参考にして、より利用しやすい「プロジェクト支援」にしたいと思っています。ご協力をよろしくお願いいたします。

アンケートは早めに、可能なら10月末までに下記にお送りください。

郵送の場合 〒329-0403 栃木県下野市医大前 3-7-1 自治医大前キリスト教会
メールの場合 beerayinio@f3.dion.ne.jp
ファックスの場合 0285-44-7564（電話と兼用）

アンケート内容

- ①プロジェクト支援を利用しようと思った動機はなんですか。

- ②プロジェクト支援をどのように利用しましたか。何に使用しましたか。

- ③プロジェクト支援はどのような点で役に立ちましたか。思ったほど役に立たなかった場合、それはどうしてだと思いましたか。

- ④プロジェクト支援のどのような点が利用しやすいですか？利用しにくいと感じた場合、それはどういうことが原因だと思いましたか。

- ⑤プロジェクト支援をもっと利用しやすくするにはどうしたら良いと思いますか？。

⑥プロジェクト支援は毎年利用することが可能です。毎年あるいは繰り返し利用することについてどう思いますか。

⑦プロジェクト支援の支援額は現在上限5万円ですが、どれくらいに設定して欲しいですか。

⑧プロジェクト支援は申請順に（早い者順に）支援していますが、このやり方についてどう思いますか。

⑨プロジェクト支援は毎年10件の支援を想定していますが、10件という数についてはどう思いますか。

削除する。

⑩プロジェクト支援の利用を他の教会にも勧めたいと思いますか。

⑪プロジェクト支援について何か意見や提案があればご自由にお書きください。